

## 第2章 これまでの緑のまちづくり

### 1 緑地の現況

本町では、1,437.2ha の緑地が整備されており、緑地率は 46.2%です。また、一人あたりの都市公園面積は 7.7 m<sup>2</sup>/人となっています。

#### ■緑地現況

2020（令和2）年4月時点

項目		箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人
施設緑地	都市公園	59	38.9	7.7
	公共施設緑地	82	71.1	14.2
	都市公園等（都市公園+公共施設緑地）合計	141	109.9	21.9
	民間施設緑地	32	19.3	3.9
	施設緑地 合計	173	129.2	25.8
地域制緑地	法によるもの	—	1,309.0	—
	条例等によるもの	—	2.8	—
	重複分	—	▲0.4	—
	地域制緑地 合計	—	1,311.4	261.5
重複分		—	▲3.4	—
緑地 総計		—	1,437.2	286.6
住民基本台帳に基づく人口（2020（令和2）年3月末時点）			50,154	
町域面積（ha）			3,114	
緑地率（%）			46.2	

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合があります。

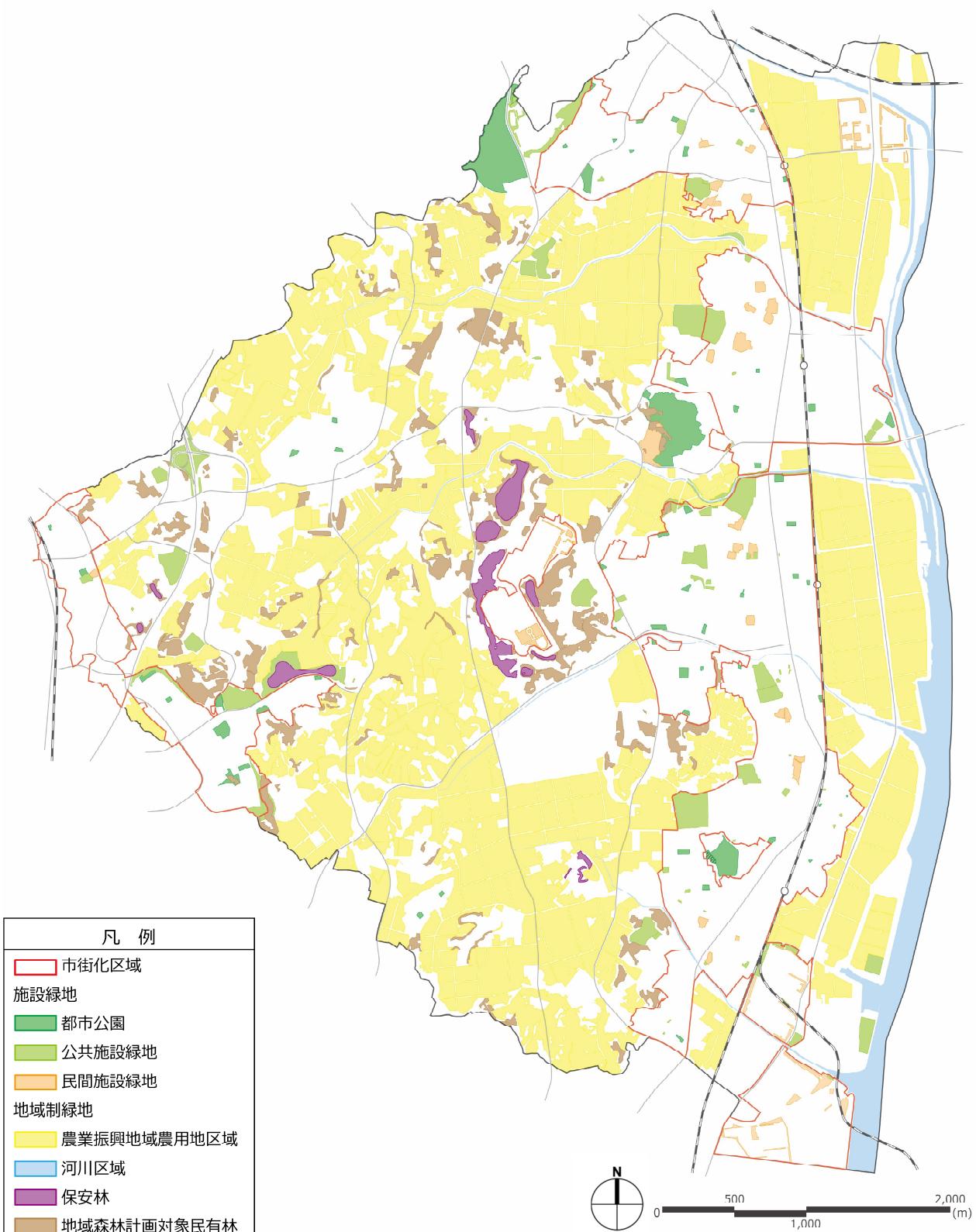
#### ■緑地の分類（参考：新編 緑の基本計画ハンドブック）

分類	該当する緑地	町内にある主な緑地
<b>施設緑地</b>		
都市公園	・都市公園法で規定される公園	於大公園、森岡自然公園 等
公共施設緑地	・都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能をもつ施設	ふれあい広場、児童館、申ヶ池などのため池、小学校・中学校、グラウンド、於大のみちなどの遊歩道 等
民間施設緑地	・社寺境内地の緑地や工場緑化など、民有地で公園緑地に準じる機能をもつ施設	乾坤院などの社寺境内の緑地、工場地内の緑地 等
<b>地域制緑地</b>		
法によるもの	・農業振興地域整備法 <sup>※1</sup> ：農業振興地域農用地区域 ・河川法 : 河川区域 ・森林法 : 保安林、地域森林計画対象民有林 ・樹木保存法 <sup>※2</sup> : 保存樹・保存樹林 ・文化財保護法 : 史跡・名勝・天然記念物などの文化財で緑地として扱えるもの（入海貝塚、水野家四代墓所、伊久智神社大楠の森 等）	
条例等によるもの	・東浦町樹木等保存要綱で指定されている樹木及び樹林	地蔵院のカイヅカイブキ、村木神社の樹林 等

※ 1：農業振興地域の整備に関する法律（正式名称）

※ 2：都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（正式名称）

■ 緑地現況図



## 2 前計画の評価

前計画で掲げられている施策の達成度評価と、目標値の達成度状況は、以下のとおりです。

### (1) 施策の達成度評価

【評価】A：実施済み、B：一部実施・事業中、C：計画中・検討中、D：未実施・未検討

施策項目	施策内容	達成状況と今後の課題	評価
自然との共生	ため池の保全と活用	・ため池の保全として除草・剪定を行いました。 ・草木の成長が早く、定期的な除草では保全が行き届かないため池も一部あるため、管理方法について検討しながら、今後も保全に努めます。	B
		・特別緑地保全地区や市民緑地制度を活用した、ため池の保全は実施していません。新たに創設された市民緑地認定制度などの活用も検討しながら、今後も保全に努めます。	D
	樹林地の保全	・保存樹木及び保存樹林を指定し、保全に努めました。 ・東浦自然環境学習の森や一部の学校施設において、地域住民による竹林の維持管理を実施していますが、適正な管理がされていない竹林もあるため、今後も官民連携による適正な竹林管理に努めます。	A B
豊かな緑の保全	社寺・史跡地の貴重な緑の保全	・保存樹木及び保存樹林を指定し、保全に努めました。	A
	優良農地の保全	・農用地区域に指定されている優良農地は、土地利用計画と調整を図りながら保全に努めました。	A
	遊休農地の有効活用	・利用集積の促進などにより遊休農地を有効活用しました。	A
新たな緑の創出	拠点となる公園・緑地の整備	・新たに公園・緑地を 6.7ha (38箇所) 整備しましたが、目標としていた整備量 26.7ha (22箇所) に達成していません。	B
	住宅地・道路沿線等での緑の景観形成	・土地区画整理事業を実施する際は、緑地を確保するよう指導しました。	A
	市民緑地制度の活用	・市民緑地契約制度に基づく市民緑地を設置・管理の実績はありません。 ・今後は、新たに創設された市民緑地認定制度などの活用を推進します。	D
	借地公園・広場の整備	・公園用地の買収が難しい市街地において、借地による用地確保を継続しています。	B
	防災公園の整備	・防災公園としての機能を備えた三丁公園の整備を行っています。	B
	公共公益施設の緑化	・保育園や老人憩の家などに花苗を配布し、緑化に努めました。	B
水と緑のネットワーク	民間施設の緑化	・都市緑化推進事業交付金について、広報やホームページに掲載し、周知に努めました。	B
	河川による緑のネットワークの形成	・明徳寺川の桜並木の延伸や於大のみちに桜を植樹するなど、河川の緑化に努めました。	B
	緑豊かな道路景観の形成	・町道石浜 341 号線について植樹帯を設けた道路整備を行いました。	B
	海岸線沿いの緑化	・海岸線沿いで遊歩道やポケットパークの整備は実施していません。 ・今後は、河川による水と緑のネットワークの形成に努めます。	D

施策項目	施策内容	達成状況と今後の課題	評価
緑を 守り育てる 活動の普及	緑の意識啓発	・住民参加による緑づくりを実施しました。(於大のみち)	A
		・緑のカーテンコンテストを実施しました。	A
	町民による 緑のまちづくり	・緑のまちづくりに取り組む住民団体の支援として、アダプトプログラムを支援しています。	A
		・緑豊かな住宅地づくりを推進するため、地区計画により、上割木地区などで敷地面積5%以上の緑化（努力義務）を定めています。	A

## (2) 目標値の達成状況

前計画では、次の2つの整備目標があげられており、達成状況は以下のとおりです。

### 【目標水準1】緑地の確保

都市計画区域内の緑地率を54.3%（約1,688.8ha）と設定していましたが、現況の緑地率は46.2%（約1,437.2ha）となっており、50%を下回っています。緑地が減少した要因としては、農用地区域の減少や整備予定公園の事業未着手があげられ、目標値と比べると約251.6ha少なくなっています。

指標	前計画		③現況 2020(R2)	目標値との差 (③ - ②)
	①計画策定時 2005(H17)	②目標値 2020(R2)		
緑地率	55.0% (約1,710.7ha)	54.3% (約1,688.8ha)	46.2% (約1,437.2ha)	-8.1% (約-251.6ha)

### 【目標水準2】都市公園等の施設として整備すべき緑地

一人あたりの都市公園面積の目標値10.2m<sup>2</sup>/人（約58.9ha）に対し、現況は7.7m<sup>2</sup>/人（約38.9ha）となっています。目標としていた整備量には約20.0ha不足していますが、計画策定時と比べると約6.7ha増加しており、一人あたりの都市公園面積も1.1m<sup>2</sup>/人増加しています。

一人あたりの都市公園等面積の目標値30.5m<sup>2</sup>/人（約177.1ha）に対し、現況は21.9m<sup>2</sup>/人（約109.9ha）となっています。目標としていた整備量には約67.2ha不足していますが、計画策定時と比べると約6.5ha増加しており、一人あたりの都市公園等面積も0.8m<sup>2</sup>/人増加しています。

2020（令和2）年4月時点

指標	前計画		③現況 2020(R2)	目標値との差 (③ - ②)
	①計画策定時 2005(H17)	②目標値 2020(R2)		
都市公園の 整備量	6.6 m <sup>2</sup> /人 (約32.2ha)	10.2 m <sup>2</sup> /人 (約58.9ha)	7.7 m <sup>2</sup> /人 (約38.9ha)	-2.5 m <sup>2</sup> /人 (約-20.0ha)
都市公園等の 整備量	21.1 m <sup>2</sup> /人 (約103.4ha)	30.5 m <sup>2</sup> /人 (約177.1ha)	21.9 m <sup>2</sup> /人 (約109.9ha)	-8.6 m <sup>2</sup> /人 (約-67.2ha)

### 3 緑に関する住民意識

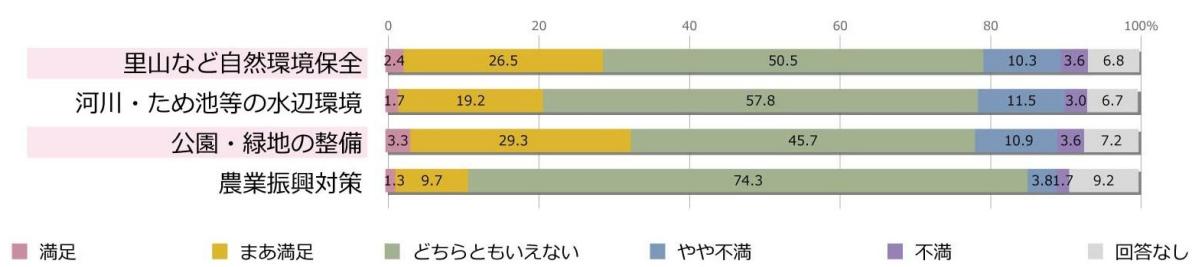
過年度に実施した住民アンケート調査から、緑に関する項目を抜粋し、緑に関する住民意識を整理し、評価します。

#### (1) 第6次東浦町総合計画に係る住民意識調査（一部抜粋）

調査時期：2017（平成29）年8月8日～8月31日

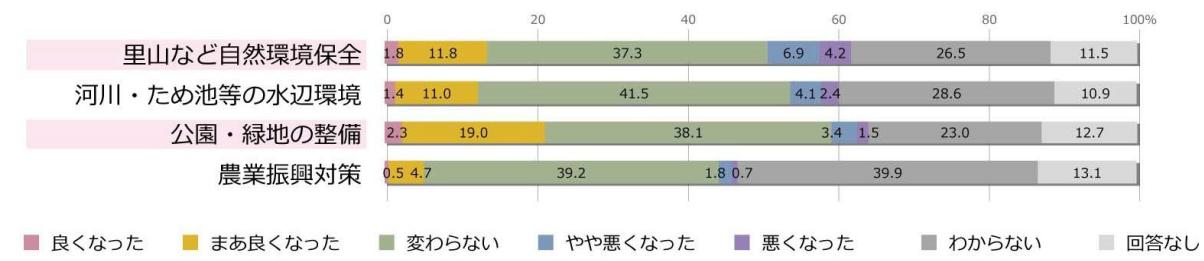
##### 【暮らしの満足度】

- 「公園・緑地の整備」（満足＋まあ満足 32.6%）や、「里山など自然環境保全」（満足＋まあ満足 28.9%）の満足度は比較的高く評価されています。



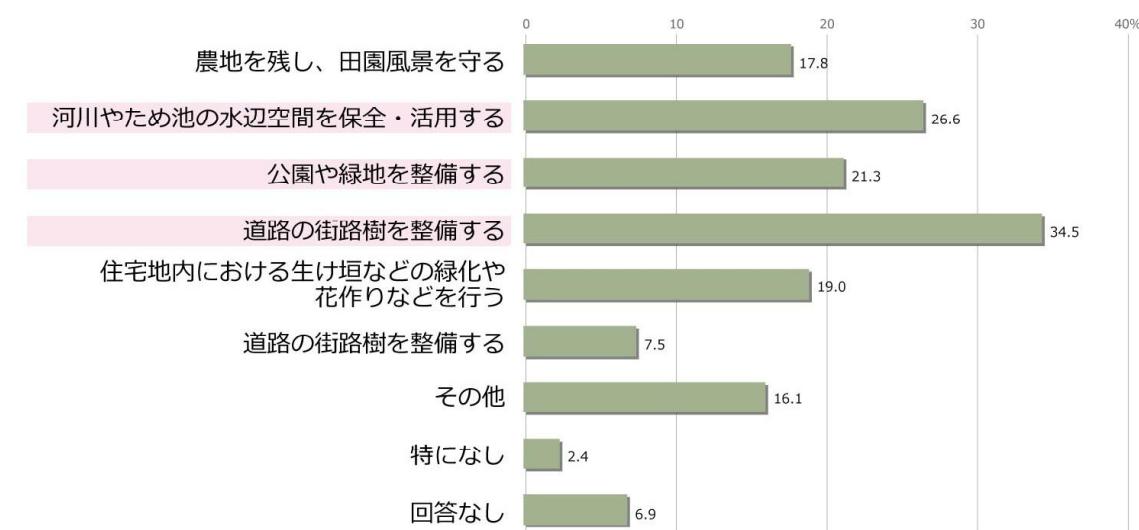
##### 【まちづくりの改善度】

- 「公園・緑地の整備」は、（良くなった＋まあ良くなった 21.3% > やや悪くなつた＋悪くなつた 4.9%）と良い評価ですが、「里山など自然環境保全」（良くなつた＋まあ良くなつた 13.6% > やや悪くなつた＋悪くなつた 11.1%）は、評価が分かれています。



##### 【環境・景観づくりに必要だと思うこと】

- 「道路の街路樹を整備する」（34.5%）が最も多く、次いで「河川やため池の水辺空間を保全・活用する」（26.6%）、「公園や緑地を整備する」（21.3%）となっています。

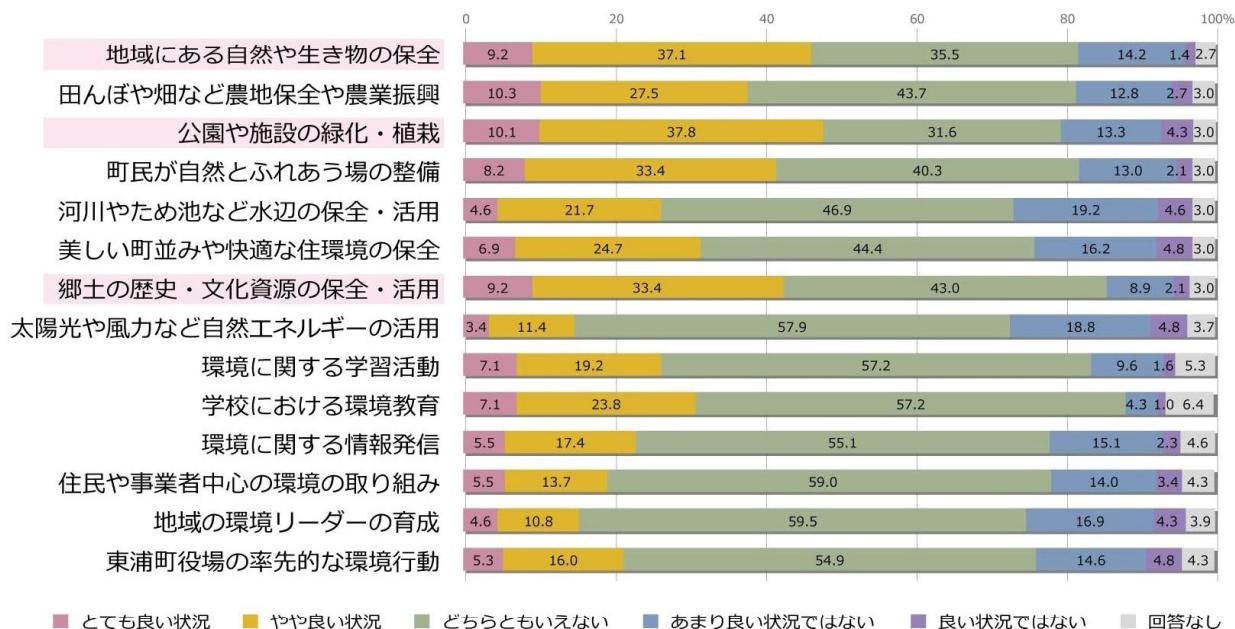


## (2) 東浦町の環境を守る基本計画改定のための環境に関するアンケート調査（一部抜粋）

調査時期：2019（令和元）年10月11日～10月29日

### 【環境に関する取り組みの評価】

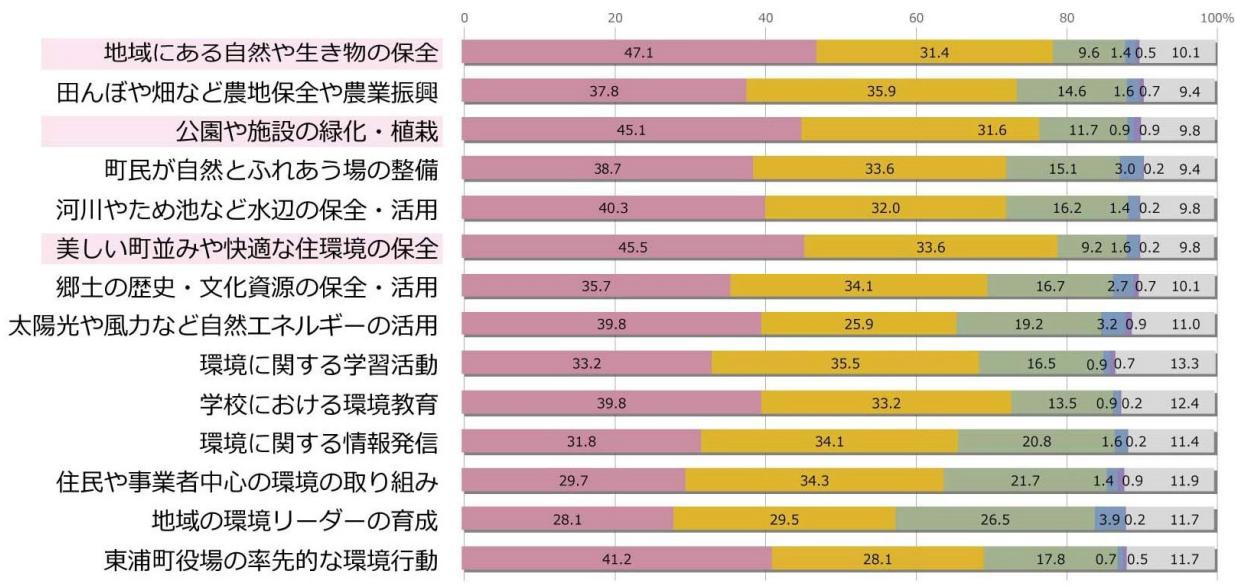
- 「公園や施設の緑化・植栽」（とても良い状況+やや良い状況 47.9%）の評価が高く、次いで「地域にある自然や生き物の保全」(46.3%)、「郷土の歴史・文化資源の保全・活用」(42.6%)となっています。



■ とても良い状況 ■ やや良い状況 ■ どちらともいえない ■ あまり良い状況ではない ■ 良い状況ではない ■ 回答なし

### 【環境に関する取り組みの大切さ】

- 「美しい町並みや快適な住環境の保全」（とても大切 + やや大切 79.1%）の評価が高く、次いで「地域にある自然や生き物の保全」(78.5%)、「公園や施設の緑化・植栽」(76.7%)となっています。



■ とても大切 ■ やや大切 ■ どちらともいえない ■ あまり大切ではない ■ 大切ではない ■ 回答なし

## 4 緑に関する新たな視点

社会情勢などの変化によって生じた、公園や緑地などの緑に関する新たな視点を整理します。

### (1) 緑に関する法律の改正

2017（平成29）年に改正された「都市公園法」や「都市緑地法」などの緑に関する法律で掲げられている目標の実現に向けて、本町においても緑に関する取組みを進める必要があります。

#### 背景・必要性

- ・まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮している  
⇒景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
- ・緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化する一方、使い道が失われた空き地が増加  
量的課題：一人当たりの公園面積が少ない地域が存在、これまで宅地化を前提としてきた都市農地は減少傾向  
質的課題：公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
- ・地方公共団体は、財政面、人材面の制約から新規整備や適正な施設更新等に限界がある

#### 法案の概要

##### 都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】

- ・都市公園で保育所等の設置を可能に
- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設  
⇒収益施設（カフェ・レストラン等）の設置管理者を民間事業者から公募選定  
⇒設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建蔽率の緩和等  
⇒民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを合わせて実施
- ・公園のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）
- ・公園の活性化に関する協議会の設置

##### 緑地・広場の創出 【都市緑地法】

- ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設  
⇒市民緑地の設置管理計画を市区町村長が設定
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充  
⇒緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加

##### 都市農地の保全・活用 【都市計画法、建築基準法】

- ・新たな用途地域の類型として、田園住居地域を創設  
⇒地域特性に応じた建築規制、農地の開発抑制

#### 地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- ・市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を充実【都市緑地法】  
⇒都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

#### 目標・効果

- ・民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

### (2) 「愛知県広域緑地計画」の改定

愛知県では、社会情勢の変化や緑に関する法改正、新たなステージに向けた緑とオープンスペース施策へ対応するため、「広域緑地計画」を改定しています。この計画では、広域的な観点から県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、各市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となることを目的に策定されています。

計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」、「暮らしの質を高める緑」、「交流を生み出す緑」の3つの緑を効果的に活用することをめざしています。

項目	内 容
計画の理念	豊かな暮らしを支えるあいちの緑づくり～緑の質を高め 多様な機能を活用～
基本方針	<p>①いのちを守る緑 ⇒緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり</p> <p>②暮らしの質を高める緑 ⇒良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり</p> <p>③交流を生み出す緑 ⇒多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり</p>

### (3) ニューノーマルのまちづくりに向けた緑とオープンスペース政策

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避するために、公園・緑地などの屋外空間の利活用が見直されています。感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る新しいまちづくりの一つとして、緑とオープンスペースを柔軟に活用することが期待されています。

### (4) 自然災害などに対する防災対策の必要性の高まり

近年の頻発・激甚化する自然災害や南海トラフ地震などの自然災害に対する、防災対策の必要性が高まっています。緑には、街路樹などの延焼防止機能や災害時の避難場所・避難路など、防災機能を果たす役割があります。近年では、防災だけでなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考えを取り入れた、自然災害に強いまちづくりが求められています。

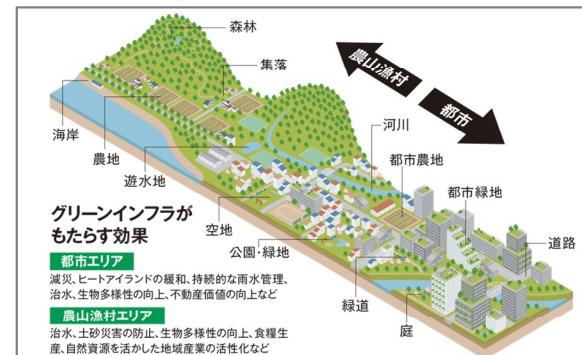


三丁公園（防災公園）

### (5) グリーンインフラに関する取組みの推進

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるものです。

今後は、この「グリーンインフラ」に関する取組みを推進することで、より効果的・効率的に自然災害にも強い、持続可能なまちづくりが実現できると期待されています。



出典：決定版！グリーンインフラ

### (6) 持続可能なまちづくりの推進

2015（平成 27）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げされました。SDGs では、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（意欲目標）と 169 のターゲット（行動目標）が掲げられており、緑のまちづくりの分野においても、積極的に取り組んでいくことが期待されています。

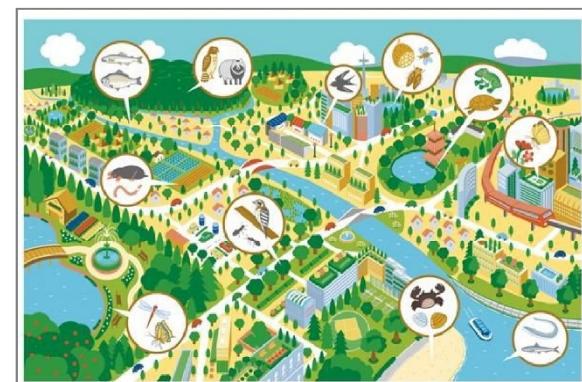


SDGs の 17 のゴール

### (7) 生物多様性に配慮した「緑の基本計画」の策定

2018（平成 30）年 4 月に国土交通省から「生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定の手引き」が公表されました。

生物多様性は、生き物の生息空間だけの問題ではなく、自然からの恵みを受ける住民の暮らしや産業とも密接に関連しているものであり、本計画において、生物多様性への配慮を記載することが求められています。



生物多様性が豊かな都市のイメージ

## 5 緑に関する課題

本町の緑の整備状況や前計画の達成状況、近年の社会情勢の変化から、緑に関する課題を整理します。

### 課題 1 残された豊かな緑の保全と活用 《自然環境》

本町は、東部が低地、中部・西部が丘陵地という地形からなり、東部に尾張と三河を分ける境川や衣浦湾があるため、丘陵地の緑だけでなく、水辺にも恵まれたまちとなっています。

そのため、丘陵地はぶどう園をはじめとする農地開発が進み、東部の平地を中心に市街地が形成され、その結果、本町の緑の面積のほぼ半分は農地で占められています。本来の自然植生を残す樹林地が少なくなっていることから、「東浦自然環境学習の森」や「高根の森」、「飛山池周辺」、

「森岡自然公園」などの樹林地の保全・整備を進めてきた経緯があります。こうした残された豊かな自然も放置され、住民がその豊かさを享受できなくなると、荒廃が進み、良好な自然環境が保全されなくなる可能性があります。今後は、このような残された豊かな緑を適切に保全・活用し、貴重な自然環境を次世代へ継承していく必要があります。

### 課題 2 減災の視点を踏まえた防災対策の推進 《防災・減災》

頻発・激甚化する自然災害や南海トラフ地震などの大規模災害への対応として、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせて、災害時の被害を最小化する「減災」の考えを取り込みながら、まちの防災・減災機能を向上していくことが求められています。

自然環境が有する多面的機能や緑とオープンスペースが持つ防災・減災機能を活用し、防災公園の整備など防災対策の必要性が高まっています。

### 課題 3 “まち”的魅力創出につながる緑の活用 《緑の活用》

少子高齢社会の進展の傾向は、今後も続くと予想されます。限られた人口を自治体間で取り合うという発想ではなく、“まち”的魅力創出により住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりに取り組むことにより、人口減少の進展を緩やかにすることが求められます。

昨今のコロナ禍の中では、ソーシャルディスタンスが保てる公園・緑地などのオープンスペースの活用が再評価されており、ニューノーマルに対応した“まち”的魅力創出に向けて、緑の活用が重要な課題となります。

### 課題 4 持続可能な緑のまちづくり 《地域のつながり》

高度成長期の急速な都市化により、公共施設や道路、公園・緑地などが整備されてきました。

現在、これらの施設が一斉に老朽化しており、膨大な維持管理・更新が課題となっています。

本町では、於大公園をはじめとした公園の再整備に取り組んでおり、今後は、長期的な視点で、公園等の維持管理や施設更新など、地域とのつながりを重視し、住民との協働や民間活力の導入などにより、持続可能な緑のまちづくりとして進めていく必要があります。